

保育施設休園時の臨時保育に児童館を提供します

新型コロナウイルスの感染拡大により保育所等が休園になってしまった場合に、仕事が休めないなどどうしても保育が必要な児童には、現在、安全が確認できた範囲から、希望保育を提供しています。保育所等の施設規模や濃厚接触候補者等の拡がりなどから、自園での希望保育が難しい保育施設に対して臨時的な保育場所として児童館を提供します。

1 コロナ感染症発生に伴う現在の保育所等の対応

- (1) 濃厚接触候補者等の範囲を確認して、感染状況に基づき施設の全部休園や一部クラスの休園の要否、対象期間などを市が決定して感染拡大の防止に努めます。
- (2) 休園中、感染の影響が無いと判断できる児童で仕事が休めない家庭など保育が必要な児童には、当該保育施設の受入れ体制が整った段階で「自園での希望保育」を依頼しています。

2 新たなセーフティネットの準備

自園での希望保育が困難なときの臨時保育場所として、児童館を提供するよう準備します。

なお、保育は該当児童が慣れ親しんでいる当該保育施設の保育士が携わり、児童館職員が補助員として協力します。

3 臨時保育の概要

(1) 施設名及び所在地

児童館名	住 所
朝倉児童館	朝倉町170-3
大友児童館	大友町一丁目8
下小出児童館	下小出町二丁目15
粕川児童館	粕川町込皆戸526

(2) 提供開始日 令和4年2月中旬（準備が整い次第）

(3) 保育の内容・時間等 場所提供を希望する保育施設が、市と調整のうえ決定します。

(4) その他 臨時保育提供の期間中は、児童館は休館とします。

本件に関するお問い合わせ先

子育て施設課 施設指導係

電 話 直通 / 027-220-5706